

第9回小田原市市民活動推進委員会 会議録

- 1 日 時：平成26年5月19日（月） 午後2時～5時
- 2 場 所：小田原市役所 601会議室
- 3 出席者：前田委員長、神馬副委員長、島村委員、田代委員、久積委員、毛利委員、瀬戸委員、片野委員、石川委員、山崎委員
事務局：市川課長、小川副課長、桂主査、小澤主査、木村主事
- 4 資 料： ・次第
 - ・資料1 行政提案型協働事業・市民活動応援補助金報告会実施要領(案)
 - ・資料2-1 市民提案型協働事業応募の手引き
 - ・資料2-2 市民提案型協働事業第一次審査実施要領
 - ・資料3-1-1 行政提案型協働事業制度調査結果について
 - ・資料3-1-2 行政提案型協働事業制度調査結果
 - ・資料3-1-3 行政提案型協働事業実施事業一覧
 - ・資料3-2 協働事業に関する調査
 - ・資料3-3 第4期市民活動推進委員会報告書抜粋
 - ・資料3-4 資金面の課題の解決に向けて
 - ・資料3-5 (仮称)市民活動交流センターの概要について

■ 開会

委員長：ただいまから、第9回小田原市市民活動推進委員会を開会する。

本委員会の会議は、原則公開となっているのでご承知おきいただきたい。傍聴の方においては、傍聴者の遵守事項をお守りいただきたい。

議事に入る前に、事務局から配布資料の確認をお願いする。

(事務局 配布資料の確認及び本日の流れの説明)

■ 議題1 行政提案型協働事業・市民活動応援補助金報告会について

委員長：それでは議事に入る。議題1「行政提案型協働事業・市民活動応援補助金報告会について」、事務局より資料に基づいて説明をお願いしたい。

(事務局 資料に基づいて説明)

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。第2部のレイアウト図にブースが1～4まであり、発表予定表を見ると第1グループは4団体、第2・第3のグループは3団体となっている。この辺りは具体的な流れはどのようになるか。

事務局：第1グループは4団体で4ブースを使ってもらい2回発表を行う。第2・第3グループの時は、1つのブースは使わずに残りの3つのブースで3団体が2回発表を行うという流れで実施したい。

委員長：この案だと委員一人あたり何団体の発表を聞くことになるか。

事務局：行政提案型協働事業は全委員で1団体を、市民活動補助金交付事業は割り当てさせていただき6団体を聞いて、計7団体に対してコメントをお寄せいただく。

委員長：了解した。全委員同数の7団体の発表を聞きコメントするが、市民活動応援補助金交付団体から見ると、発表する団体によって聞いている委員数が異なることになる。この時点では多少分かりにくいですが、事務局が割り当て表を作成し配布するので、初めての方もそれを見れば分かると思う。実施方法は事務局案でよろしいか。

⇒全委員了承

委員長：続いて、事務局案の評価方法についてご意見をいただきたい。行政提案型協働事業は全委員及び参加団体や一般の方など来場者全員で聞くことになる。委員は発表を

聞いて、回答期限までに評価コメント用紙を事務局へ提出することになる。回答期限も本日調整するか。

事務局：なるべく早く団体に評価コメントを返したいことから、1週間程度でご提出をお願いしたいと考えているが当日調整させていただきたい。

委員長：それでは回答期限に関しては当日決めたい。

委員：市民活動応援補助金の第二次審査の際には、審査当日にコメントを記載して提出したが、今回は後日提出するというのか。

事務局：市民活動応援補助金の第二次審査の際には、通過・不通過を判断していただくため当日採点してコメントの調整もしたが、これは事業評価になるので当日提出ではなく、報告を聞いていただき、その内容を整理して後日の提出をお願いしたい。

委員長：それではコメントの寄せ方も事務局案としてよろしいか。なお、回答期限に関しては当日決める。⇒全委員了承

委員：報告会は趣旨にあるように市民に公開する形で開かれると思うが、評価コメントは、具体的にどのように活用するのか。事業を実施された団体にフィードバックするという形のみか。別の形で市民の皆さんにお伝えする場面があるのか。

事務局：報告団体に対して、委員の評価コメントとして後日通知するという形のみとなる。

委員長：各団体は事業を継続しているはずなので、その事業がより良い方向へ進むようにコメントを寄せていただきたい。

■ 議題2 市民提案型協働事業について

委員長：それでは、次の議題2「市民提案型協働事業について」、事務局より説明をお願いする。

(事務局 資料に基づいて説明)

委員長：ただいまの説明で意見や質問はあるか。今の説明資料の中で、スケジュールが記載されているが、新規事業と継続事業のスケジュールが異なり、継続事業について第一次審査は免除とされている。どのような根拠のもと免除としたのかご説明いただきたい。

事務局：継続事業の第一次審査を免除する理由は大きく2点ある。継続事業の審査は、最初に定めた役割分担が妥当であるか、団体と市が協力することで協働の成果は上がっているのかなどが、継続事業の審査ポイントになってくると考えている。

今年度実施の6事業については、4月以降、団体と市との間で協定書を締結し、事業に着手し始めたところである。各事業の計画書を確認したところ、当初の4月～6月ぐらいの期間は準備段階という事業も多く、メインは6月以降という事業がほとんどであった。

このような中、継続事業の申請書の締切日を新規事業の締切である6月20日とすると、事業が始まったばかりとなり、その成果が実績として表れてこない。第一次審査は書類審査であることから、提案する側にとっても、審査する側にとっても情報が十分ではないことから、締切時期をできるだけ後ろにずらした方が良いと考えたものである。

また、継続事業は、すべて昨年度の第一次審査、第二次審査を通過した事業であるので、協働事業として一定のレベルに達していると思われる。

これらの理由から、継続事業については、第一次審査を免除とし、第二次審査からとさせていただいたものである。

委員長：根拠は分かった。だが、市民提案型協働事業は本委員会において提言し制度化され、昨年度は応募事業の審査を実施するなど、本委員会は制度創設から今年度の事業開始まで関わってきた。

また、今年度に事業として始めて動き出し、継続事業の審査を行うのは初めてとなることから、第一次審査免除という手続き面についても本委員会に事前に諮っていただいた方が良かったのではないかと思います。

事務局：今回は事務局の方でこのように進めさせていただいたが、今後は事前に委員会にお諮りした上で事業を進めて行きたい。

委員：応募の手引きには平成27年度の間接報告について記載があるが、今年度実施事業の間接報告についてはどのように取り扱うのか確認したい。

事務局：今年度実施中の事業については、10月に書類提出による中間報告を行っていただき、事業が終了した翌年度は報告会を開催し発表いただく予定となっている。なお、実施中の事業の内、継続事業として申請された事業は、審査会に中間報告の資料を参考として提供させていただく予定である。

委員長：昨年度の応募の手引きにも10月に中間報告を出すということが記載してあったか。

事務局：記載していた。

委員長：つまりそれが今年度の10月ということになる。なお、継続事業の第一次審査免除について、免除といっても申請書が提出されないという訳ではないと思うが、第一次審査の際に継続事業の申請状況等、何か報告はあるのか。

事務局：継続事業の申請締切は7月31日となっている。最後に行く日程調整にもよるが、第一次審査は8月上旬を予定しているので、継続事業の申請状況をお伝えできていると思っている。

委員：継続事業の申請は、事業開始から4ヶ月ほどで実績がほとんどない中、申請を行うことになる。他に良い方法があるか。

事務局：安心安全コミュニティ事業は7月までマニュアル作成期間となっており、その後そのマニュアルを持って地域で講習会を開いて行くことを予定している。その他の事業も4月から準備期間をしばらく取って、事業を展開して行くものも多く、継続事業にかかる申請締切は少しでも遅い方が良いと考えている。

委員長：委員のご懸念は確かに分かる、市民活動応援補助金は11月～1月にかけて募集し、最終のプレゼンは3月に行っているのだから、かなりの部分の実績を報告できる。それに対して市民提案型協働事業は、継続事業でも7月31日までの申請期間で、最終のプレゼンは10月となっている。市民提案型協働事業は、採択された後も団体と行政で綿密な打ち合わせをし、予算要求などを行っていく都合から、時期が早くなっていることは現段階では致し方ないと思う。しかしながら、先ほどの委員の指摘は重要なことであり、制度創設から一定の時間が経過した時点で、本事業をより良くするための仕組みを改めて検討することは必要だと考える。

また、審査にあたる部会の委員は委員長が指名することになっており、選出区分などを考慮して、神馬副委員長・片野委員・毛利委員・山崎委員にお願いする。

■ 議題3 調査・研究テーマについて

委員長：それでは、議題3「調査・研究テーマについて」に移る。テーマが二つあるため、まずは一つ目の「行政提案型協働事業のあり方」に関する資料の説明をお願いします。

(事務局 資料に基づいて説明)

委員長：初めて見る資料のため、まずは目を通す時間を15分ほど取りたい。

(資料確認)

委員長：まず現状を整理すると昨年度に行政提案型協働事業として実施された「落書き消去活動支援事業」は、今年度は行政提案型協働事業としては実施されないが、協働事業としては継続されるということで、今後資料3-2「協働事業に関する調査」に掲載されるような事業になると思うが現状を確認したい。

- 事務局：「落書き消去活動支援事業」は、今年度は行政提案型協働事業として実施せず、別途協定を結んで協働事業として事業を継続していると聞いている。また、昨年と同様に消耗品を提供しているそうなので、資料3-2で言うと引き続き「事業協力」の欄に記載されることになると思う。
- 委員長：「落書き消去活動支援事業」は、過去に2度、行政提案型協働事業として募集しているが、「まちをきれいにする会」以外が応募してきたことはなく、また、2年間の実施の中で一定以上の成果が上がったことから、枠組みを変えて協働事業として継続することだと思うのでこの流れは理解できる。逆の流れを考えると資料3-2にある事業の中に、一度は提案型協働事業として公募した方が良い事業も入っているように思うがいかがか。
- 事務局：行政提案型協働事業のテーマを出す担当課において、その事業を担える団体が複数いることが予測できる状態が、エントリーするきっかけになると思う。現状、事務局では各所管の事業や団体との関係について詳細までは把握していないので、どの事業が公募できるか判断できない。
- また、行政側では新規事業において、新たな手法は使えないかという発想に至ることはあるが、団体とうまく行っている既存事業について、パートナーを新たに募集するという思考には至りにくいと感じている。
- 委員：市の協働に関する事業は200以上と多くの事業を実施している。これはなぜかと考えてみると、市政の方向を指し示す総合計画は、市民との協働をベースに作られているからである。市は今の状態を将来こうして行きたい、そのためにはどんな事業を実施する必要があるのか、事業を実施して行くために必要なパートナーは誰なのか、と一連の流れを考えて行った結果、資料3-2のように多く事業が成り立っていると考える。
- このことからすると、新しい事業の進め方の手法や事業の進め方を見直す手法の一つとして、提案型協働事業を組み込んで行くことはできると思う。
- 協力を既に行っている団体との関係性や、新しい団体から提案をいただいた際にコスト面でどうかなど、現在は募集の前年度に予算を編成するため、そこが読めなく、制度全般を見直すのはハードルが高いと感じる。
- 委員：資料3-2のP15に、協働事業の形態が「その他」の事業が6つある。その他とはどのようなものか。
- 事務局：地域政策課から庁内各所管に調査したものであり、所管の目だと他の区分には該当しないので「その他」となっている。改めて見ると既存の分類に該当できるものもあるようにも感じるが、「その他」という区分に特段意味があるわけではない。
- 委員長：資料3-1-2を見ても、各市とも課題として「庁内から新たにこの制度を使いたいという声がない」という意見が多い。なお、この資料を作成するにあたり、成功していると思ったところはどこか。
- 事務局：川崎市は行政区ごとに制度があり、市で合計するとかなりの数の事業が実施されていることになる。そういった意味で川崎市はうまく行っているように感じる。各区に詳細の話を聞いている訳ではないので、詳細は分からないが必要に応じて確認したい。
- 委員：資料3-1-2で小田原市と同規模の市はどこか。川崎市や横浜市は市の規模が違い過ぎて参考にしにくいように感じる。
- 事務局：人口が一つの基準になると思うが、小田原市は特例市であり、調査した中では大和市・厚木市・茅ヶ崎市・平塚市が特例市のため、同規模と言えるのではないか。
- 委員：資料3-1-1にある、「制度の良い点として挙げた主な意見」に「行政がなかなか着手できない事業に取り組むことができる」とあるが、市民に向けてどのよう

なことがなかなか着手できない事業か分かるようにして欲しいと思う。

- 委員：これは各市の制度の中で挙がってきた意見である。行政が実施する事業は、受益者が広く市民全般に行き渡っていることが重要なポイントの一つであることから、行政が今まで受益者が少なく行っていなかった分野は、なかなか着手しにくい理由の一つだと思う。
- 委員：現場にいる市民や市民活動団体が課題を感じ、市に提案して事業を行う「市民提案型協働事業」とは違い、行政から提案して行く場合は、今行政がどんなことで困っているのかを公にしてもらう必要があると感じる。
- 委員：市は計画を作る時にまず課題を整理する。例えば、市政全般を見ても総合計画を作る時は各行政分野ごとに現時点の行政課題を整理している。
- 事務局：小田原市が行政提案型協働事業として行っている事業ではなく、資料3-2に載っている事業で、酒匂川の土手の植栽など、特定のエリアを整備する事業があるが、市が事業化することを考えた際に、市だけで特定の場所を整備することは難しく、地元や市民の方の理解を得やすい場所から整備を進めていくという意味では、環境面で協働という仕組みは有効活用していきやすいと感じる。
- 委員：資料3-2に「後援」や「共催」などいくつかの形態があるが、提案型と比較すると審査の有無や上限金額の設定などがあるか分からない。審査を経て事業を決めるという手順を踏まずに市と協働ができてしまう制度が既にあるのであれば、第4期の推進委員会で提案されているが、制度的にあまり活用されていないものになっているのではないか。他市もそのようだが、提案が出て来ないということは、市として別の制度が必要と言うことを表しているのではないか。既に200以上の事業があるが、今のままで問題無ければ行政提案型として提案されることはないと思う。
- 事務局：各協働の形態については、前期の推進委員会でまとめていただいた「協働事業のガイドライン」の中でも説明している。提案事業のように執行方法をどのようにしているか、個別の事業について調査していないが、指定管理や委託で行っているものは複数の団体から選択する手法を取っている。それ以外は、活動をしている団体を把握していて、市の方向性と合致するので直接お願いする流れが多いように感じる。
- 委員：小田原市では平成23年度に行政提案型協働事業として、「子育てマップぴんたっこ発行事業」を行ったが、資料3-2から現在は市の直営で行われたと理解した。また、昨年度に補助金の審査をした「小田原子育てポータルサイトぴんたっこ運営事業」は補助を求め交付事業となった。資料3-2を見ると事業協力の中には、予算が無い物もあると思うが、協働事業に対する予算が付く付かないはどのように判断しているのか。
- 事務局：予算全般としての話になるが、事業が協働だから予算が付く付かないという判断はされていないと考えている。ただ、事業の形態として、市が単独で行うものより、協働で実施されるものの方が事業採択はされやすいと思う。基本的には事業そのものが必要な事業かどうか財政課が判断し、必要であった際に協働の手法を取るか取らないかという流れになる。「子育てマップぴんたっこ発行事業」は委員ご指摘のとおり、平成23年度に行政提案型協働事業として実施されたが、発行自体は以前から行政が行っていた。市民活動団体の柔軟な発想を取り入れて、より良いものを発行しようと協働事業に着手したものである。
- 委員：資料3-2のNo.67「小田原子育て情報サイトぴんたっこの運営」とは異なるものか。
- 事務局：委員ご指摘の事業はホームページに関する事業であり、冊子の発行事業とは異なるものである。
- 委員長：「子育てマップぴんたっこ発行事業」は、行政単独で行っていたものをリニューアル

ルの際に行政提案型協働事業として実施し、終了後に行政単独に戻したという流れである。このような流れが望まれるような事業が資料3-2の中にあるのではないかと思う。この場では、どの事業が適しているか分からないが、可能なものは一度、行政提案型協働事業として実施した方が事業の可能性が広がる。

それでは、本議題はここまでとし、次のテーマに移るが、アンケートを期限までに事務局に提出いただきたい。なお、参考に一つ事例をお話する。資料3-1-2、3-1-3に川崎市高津区の事例が記載されているが、これについては私も関わっている。資料のとおり協働事業は以前から行っていたが、行政提案型協働事業は平成25年度から始まり、川崎市で区政を施行してから40年の節目ということで、区の歴史を保存するために様々なアーカイブ事業が行われた。その中の一つが行政提案型協働事業となった。事業内容は地元の古老の方に聞き取りを行い、歴史的な事実を記録するというもの。その聞き取りを市民活動団体に行ってもらい、まずは決まった地区からはじめ、順次広げていく計画となっている。これは、新しい試みを始めるにあたり、行政のみで行うより、地域に多様なネットワークを持っている団体と事業を行う方が良いと考え行った例である。

委員長：それでは、調査・研究テーマの二つ目「市民活動における活動資金のあり方について」に移る。事務局から関係する資料の説明をお願いします。

(事務局 資料に基づいて説明)

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。事務局から提案された市民活動団体に対するアンケートの実施については、ぜひ行っていただきたい。アンケート内容については次々回の委員会時に、市民活動団体で実際に活動している委員からお話を聞いて決めていく流れで良いと思う。団体もNPO法人になっている団体とそうでない団体とでは考え方が違うかもしれない。また、NPO法人になっている、なっていないに関わらず、その活動が事業的なもの、コミュニティビジネス的なもの、場合によっては株式会社にしてもうまくできるのではないかというもの、ボランティア的なものがある。例えば、行政提案型協働事業の「まちをきれいにする会」が、落書きを消したら地域の方からお金をもらうとはならない。

このように団体も様々なので資金状況も資金に対して望んでいることも違う。ついでにはアンケート結果を踏まえ、事業型やボランティア型、法人と非法人でどのように違うのか分析できると色々と見えて来るものが出てくると思う。

ついでには、アンケート内容をつめるにあたり、市民活動団体で活動している委員からのお話は有意義なので、「団体の活動資金の現状」「資金における問題・課題・希望」などをぜひお願いしたいがいかがか。また、その中で、委員間の情報共有を図って行き、アンケートの内容を委員会で詰めた。

⇒全委員了承

一つ事務局に確認したいが、小田原市内に認定NPO法人はいくつあるか。

事務局：市内の認定NPO法人は二つである。一つは以前から認定されている「NPO法人ヴォース・ニッポン」、もう一つは最近認定された「NPO法人小田原市障害者福祉協議会」である。

委員長：それでは、ご意見も無いようなので本議題は以上とする。神馬委員・島村委員・田代委員・久積委員・毛利委員は次々回の委員会で資金に関する報告をお願いします。

■ その他

委員長：その他について事務局からお願いします。

(事務局 資料に基づいて説明)

委員長：まずは資料に目を通す時間を10分ほど取りたい。

(資料確認)

委員長：それではご意見・ご質問があればお願いします。

委員：資料3-5の「3機能」の中に、「企業による社会貢献活動への支援、奉仕活動団体と市民活動の連携促進」とある。企業が障がい者を何%雇わないといけないという決まりがあると思うが、この文章にはそういった意味も含まれているのか。というのも私の所属している団体で企業に入社した障がい者の支援を考えている。具体的には、企業の中には障がい者を指導してくれる人がいるが、普段接していない方だと障がい者への理解が不足しているケースがあり、障がい者が仕事を辞めてしまうという問題が起きていると良く聞くので、団体でそのようなことが起きないように支援をしたいと思っている。この記述と今申し上げたような活動は関係あるのか。

事務局：ここでの企業による社会貢献活動とは、企業のCSR活動を指している。例えば、ライオン株式会社の小田原工場で行われている環境保護活動「ライオンおだわらの森」というものがあるが、このような活動が記述に該当するものになる。

委員長：ここで記載されている内容には含まれていないようだが、委員の言われていることは重要な活動であると感じる。

委員：資料3-5の「4事業」の中に、国際交流ラウンジの「④学習・体験機能」の欄が空欄だが、外国籍の方に日本文化を学習してもらうような体験プログラムの実績があれば、継続的な展開があると良いかと思う。

事務局：ご指摘いただいた部分の次の欄「⑤交流・コーディネート機能」に「ティーサロン」がある。これは国際交流に関連する団体が自分たちの活動を紹介しながら、様々な方と情報交換するというイベントを定期的に行っているものであり、この中で、体験や学習をしていただく機会もあると聞いている。

委員長：委員ご指摘の内容は、ティーサロンに含まれているそうである。

委員：資料3-5の「6施設利用の考え方」の「(3) 会議機能」の所に、営利目的について記載があるが、マロニエや市民会館で販売を行う際に、営利目的の販売でない場合においても「販売」という行為により、割り増しの使用料となっている。新しい施設において、営利と非営利の区分があるのかお聞きしたい。営利ではない販売はどうなるのかお聞きしたい。

事務局：市民活動団体が公益的な活動に対する費用に還元してもらうものは非営利、企業が儲けを出すために行う販売行為を営利と考えさせていただいている。市民会館やマロニエは、市民活動を行う人達を支援する目的の施設ではないので、販売行為を行うことで料金の加算となっている。については、新しい施設において、公益的活動に対する費用の還元のために行う非営利の販売行為は認めたいと考えている。いずれにしても、現在は概要としてお示ししており、今後具体的な使用料や営利利用の判断基準などを詰めていく際に併せて検討して行きたい。記載にある物品の販売は営利として分かりやすいと思い例示として入れさせてもらった。

委員：非営利の金銭の授受もあるので、利用者に分かりやすい形とするとともに、活動しやすい仕組みとしてほしい。

委員長：資料代や材料費など、利用者や参加者からお金をもらうが、それは費用として消えてしまうので営利とならない。このようなことは当然配慮されると思う。

事務局：現時点で確定的なことは言えないが、他の公共施設においても、そのようなことはできている場所もあるので、同様の取り扱いができるようになると思っている。

委員長：今回の施設は、公設民営の方向で市は考えているので、最終的な使用料などは市が決める形となると思う。

事務局：施設は公設となるので、使用料は市の条例で定めることになる。

- 委員：新しい施設は非営利の販売行為に配慮のある施設となって欲しい。
- 委員長：条例に盛り込まれる内容の案を作るのはどこになるか。
- 事務局：地域政策課が条例案を作り、最終的には議会にお認めいただくという流れになる。本日は現時点の考えをまとめたものを概要としてお示しし、ご意見をいただいている。
- 委員長：概要を拝見した率直な感想として、内容が素晴らしいので、実現する上で、マンパワーや専門知識が必要になるため、担い手は大変だと思った。
- 委員：新しい施設自体で講座を開催できるような機能は持つのか。
- 委員長：指定管理者による自主事業という枠組みも作られると思う。
- 事務局：市は指定管理者制度により施設を運営して行くことを考えている。指定管理者が自主事業を実施する可能性は高いと思っているが、どのような形となるか確定的なことはまだ分からない。
- 委員：情報を収集したり、団体から情報提供がされたりしたときに、事務局が自主的に行ったら良いと思える講座があった場合に実施して行くことがあるか。先ほど委員の話にもあった障がい者を支援することとも関係してくると思い発言させていただいた。
- 事務局：市民活動団体がスキルアップして行く講座を展開して行くということは、正に交流センターが担うべき役割であり、柱の事業となっていく。資料の「3機能」の「(4)学習・体験機能」はそういった意味でも記載している。具体的な講座の内容は、事業を担う指定管理者が検討して行くことになると思うが、どのようなものを行っていくべきか、どのようなことに重点を置いていくかは最終的に「5運営会議体」で説明している組織に議論してもらうことも考えている。
- 委員：今後自然災害などが心配されるが、新しい施設は備蓄や避難などができる施設になるのか。
- 委員長：防災の所管で何か考えているか。
- 事務局：災害時の行政としての対応は、市の防災部が所管となる。市民活動を施設目的に持っていることもあり、災害時には何らかの役割を持つてくると思う。この件は、近隣に他の公共施設もあるので、市としてこの施設に備蓄するかなど、他の公共施設が災害時に果たす役割にもよるため、今後防災部を中心に検討して行く必要がある。なお、備蓄の物資自体に関しては、既存の公共施設に用意してあるので、現時点での必要量は充足していると考えている。
- 委員：東日本大震災の際には、城山中学校が滞留者で大変だったと聞いている。
- 事務局：言われるとおり、小田原駅周辺は滞留者対策で大変だった。毛布一つ取っても、かさばって運搬するだけでもかなりの労力を要したようである。現在は、そういった教訓も踏まえて、コンパクトなものを備蓄資材に付け加えることもしている。すべてをすぐに切り替えることはできないが、徐々に切り替えるようにしていることはご承知おきいただきたい。
- (事務局 次回以降のスケジュールについて調整)
- 事務局：次回の第10回は、6月30日(月)16時30分から委員会及び行政提案型協働事業・市民活動応援補助金交付事業報告会、第11回は8月7日(木)午後とし、委員会及び市民提案型協働事業第一次審査を実施する。市民提案型協働事業の新規事業は6月20日までが申請期間となるので、申請件数を見ながら時間を決めたい。詳細については改めてご通知する。
- 委員長：これをもって第9回市民活動推進委員会を終了とする。